

随意契約理由書

件名	定期券発行装置保守業務		
契約の相手方	東芝自動機器システムサービス株式会社 第二事業部 駅務・道路システム第二営業部		
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号		
随意契約の理由			
神戸市交通局の定期券発売所および地下鉄各駅等に設置している定期券発行装置について、性能を維持し、安定的な運用をするために、保守点検および故障時修理業務の年間契約を行うものである。 当該装置は地下鉄とバス、他社路線バスとの連絡割引など当局独自の複雑な制度や料金体系を定期券に反映できるように、株式会社東芝が独自に開発・設計した特殊な機器システムである。したがって、当該装置に関する知識やノウハウがなければ保守は不可能であり、また、故障時の対応が速やかにできるのは、特殊な機器部品の供給体制が整っているメーカーのみである。 しかし、現在はメーカーである「株式会社東芝」はメンテナンス業務を行っておらず、平成14年10月に「株式会社東芝」が製造した機器の保守業務は、株式会社東芝の保守部門から独立した「株式会社 I T サービス」へ継承され、さらに平成17年7月には「株式会社ITサービス」の機器サポート＆サービス事業部門が分割され、「東芝自動機器システムサービス株式会社」が当該装置の保守業務を含む事業を継承している。 したがって本業務を履行できるのは上記業者だけであるため、上記業者との随意契約を依頼するものである。			
担当部署 (問合せ先)	交通局営業推進課 (電話番号 984-0124)		